平成２９年（フ）第９８７号
仙台市宮城野区新田１丁目11番６号　コーポ三浦103、従前の住所仙台市若林区大和町５丁目10番18―1008号
破産者　鈴木　　尚
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
宮城県石巻市のぞみ野５丁目12番地　市営新沼田第一復興住宅Ａ―503号、前住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第12地割19番地６　スカイハイツＣ棟101号
破産者　岡沢　　賢
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
宮城県石巻市湊町１丁目５番24号　市営湊町復興住宅３―42号、前住所宮城県石巻市垂水町２丁目１番地　仮設垂水団地４―１号
破産者　鈴木　芳明
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第２１５０号
三重県松阪市小津町459―３　作野正明方、住民票上の住所神奈川県大和市南林間５丁目12番７号
破産者　関水　義徳
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３６号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1104番地の40
破産者　占部　直樹
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３７号
静岡県島田市大代655番地の４、開始決定時の住所静岡市駿河区西脇1312番地の１　グランポワールⅢ405号
破産者　孕石　直樹
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９２号
静岡市清水区鳥坂1172番地の14
破産者　成瀬　賢次
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６００号
静岡県榛原郡吉田町住吉2932番地の１
破産者　柳原　一弥
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
静岡県富士市木島355番３、開始決定時の住所静岡県富士市松岡1721番地の15
破産者　渡邉　俊之
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１１６号
静岡県富士市増川新町45番地、前住所静岡県富士市神谷437番地の43
破産者　渡辺　寿幸
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０１３号
愛知県日進市岩崎台４丁目911番地　プレステージ岩崎台106
破産者　簗瀬　武人
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３６号
名古屋市港区小賀須４丁目727番地の１　エスポアパレス203号
破産者　石川　貞喜
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６１号
名古屋市港区高木町３丁目48番地　ポートシティ高木302号、従前の住所東京都港区港南５丁目１番27号
破産者　道越　金好
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８５９号
名古屋市中村区亀島２丁目11番４号　第一中村ビル402号、従前の住所名古屋市中区千代田３丁目30番11号　グリーンハウス吉501号
破産者　相川由加理
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６９号
神戸市兵庫区水木通３丁目３番14―１号
破産者　松岡　正幸
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２２号
神戸市長田区久保町２丁目１番30号　平成マンション206号
破産者　小山　繁春
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２１号
広島県廿日市市宮園９丁目14番地12
破産者　佐々木一幸
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部